

帯広十勝地域産業活性化協議会

設 立 趣 旨

◆企業立地促進法の施行

平成19年6月11日に「企業立地促進法」が施行されました。

同法は、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることを目的とし、国は、本法に基づき、地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化を目指す地域に対する支援を行うこととなります。

なお、十勝地域については、本法の活用意向がある帯広市、音更町、幕別町、池田町、本別町、浦幌町、広尾町にて取組む体制としており、これら1市6町の地域を「帯広十勝地域」としています。

◆帯広十勝地域の経済・社会状況

帯広十勝地域は、製造品出荷額の減少や雇用情勢の低調推移など厳しい状況にあるとともに、人口・就労者数の減少など、地域として大きな課題を有しております。

◆帯広十勝地域の産業立地の方向性

帯広十勝地域は、工業団地や港湾等の産業基盤と基幹産業を核として蓄積された技術力を有し、また、帯広畜産大学や帯広高等技術専門学院等の充実した人材育成体制、高速道路整備の進展等交通ネットワーク形成による物流・業務拠点機能を有するなど、産業群の形成に適した環境にあります。

現状としては、12の工業団地と物流拠点である高速道路・十勝港周辺に製造業等が集積している他、帯広市周辺には環境・リサイクル産業の集積の動きが見られます。

今後は、従来から技術・ノウハウの蓄積を有する食料品製造業や飲料・飼料製造業、帯広松下電工といった機械メーカーを中心とした機械製造業、関連産業の集積が具体的に推進されている環境・リサイクル産業等の集積を図り、地域経済の活性化を推進する必要があると考えます。

◆協議会設立の意義

景気低迷、人口減少等の厳しい状況を打破するためには地域経済の自律的な発展が不可欠であり、帯広十勝地域には、産業インフラ、人材育成、都市サービス等の「産業群の形成に適した環境」が整備されています。

この環境を活かし、更には、企業立地促進法に基づく国の支援等を十分に活用し、地域の強み・特性を活かした産業の集積・活性化を図るためには、地域が一体となり取組む体制と総合的な戦略が必要であり、その中核として立案・実行する組織体として本協議会を設立するものです。

帯広十勝地域産業活性化協議会 設立趣旨：骨子

◆帯広十勝地域の経済・社会状況

- ・製造品出荷額の減少
- ・雇用情勢の低調推移
- ・人口、就労者数の減少

地域としての大きな課題

◆企業立地促進法の施行

- ・平成19年6月11日施行
- ・目的・概略
- 地域経済の自立的発展の基盤の強化
- 地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化を目指す地域に対する支援を行う。
- ・十勝地域では、本法の活用意向がある帯広市、音更町、幕別町、池田町、本別町、浦幌町、広尾町を「帯広十勝地域」として、法の活用を推進。

◆帯広十勝地域の産業集積の方向性

- ①産業群の形成に適した環境
 - ・工業団地や港湾等の産業基盤
 - ・基幹産業を核として蓄積された技術力
 - ・帯広畜産大学や帯広技専等の充実した人材育成体制
 - ・交通ネットワーク形成による物流・業務拠点機能 など
- ②産業集積の現状
 - ・工業団地と高速道路・十勝港周辺に製造業等が集積
 - ・帯広市周辺には環境・リサイクル産業が集積 など
- ③産業集積の方向性（案）
 - ・技術・ノウハウの蓄積を有する食料品製造業や飲料・飼料製造業
 - ・帯広松下電工といった機械メーカーを中心とした機械製造業
 - ・関連産業の集積が具体的に推進されている環境・リサイクル産業 など

強み・特性を活かした産業集積・活性化の芽

◆協議会設立の意義

- ・厳しい経済・社会状況を打破するためには地域経済の自律的な発展が不可欠。
- ・帯広十勝地域には産業群の形成に適した環境がある。
- ・企業立地促進法の施行により活用可能な国の支援が用意されている。
- ・地域の強み・特性を活かした産業の集積・活性化を図る必要がある。

地域が一体となって取り組む体制
総合的な戦略

(仮称) 帯広十勝地域
産業活性化協議会